平成26年度 富山市高齢者総合福祉プラン地域懇談会(市役所開催)議事録

- 1 日 時 平成 26 年 8 月 21 日 (木) 午後 2 時~午後 3 時 40 分
- 2 場 所 富山市役所 8 階 大会議室
- 3 参加者

【市民等】 66名

【事務局】西川福祉保健部次長、井上保健福祉部参事、宮崎保健所保健予防課長、 東保健所健康課長、茶木介護保険課長、石井長寿福祉課長

- 4 内容
 - (1) 次長あいさつ
 - (2) 出席者紹介
 - (3) 議事
 - 1 事務局説明
 - ① 長寿福祉課(14時07分~14時24分)
 - ② 介護保険課(14時24分~15時13分)
- 5 質疑応答

市民等

資料 51 ページの「介護保険料を取り巻く状況」のところで、第 1 号被保険者 負担割合が $21\% \rightarrow 22\%$ とあるが、これは資料 34 ページに書いてある介護保険料 第 1 号被保険者の割合が 21% から 22% になるということでよいか

(単純に 21÷50 は 42% 65 歳以上の方が 40%以上いるということか)

資料 16ページの「老年人口と高齢化率の推移」では、40%になるのは 2060 年だと思うが現行の段階では、65歳以上の割合がべらぼうに高い。保険料を上げる根拠はないのではないか。21%というのはどこから出た数字なのか。

介護保険課長

ご質問のとおり、資料 34 ページの介護保険制度仕組みの中で、第 1 号被保険者の割合が 21%から 22%に、第 2 号被保険者の割合が 29%から 28%になる。

次に保険料の負担割合については、高齢化率 42%に保険料負担割合 50%を乗じた 21%ではなく、保険料負担割合 50%を第 1 号被保険者と第 2 被保険者それ ぞれの人口比 (65 歳以上の方は増加、64 歳以下の方は減少) によって第 1 号被保険者の負担割合を 22%、第 2 号保険者の負担割合を 28%に見直しとなるものである。

市民等

「新しい地域支援事業」における要支援の方の利用料はまだ決まっていないがいつごろ決まるのか、利用料はいくらになって事業所にとってはどれくらいの収益になるのか。

また、一定以上所得者の利用料の見直しについては、現在入所されている利用者についても影響あるのか詳しく知りたいが、またこのような懇談会が開催されるとは思うが、教えていただきたい。

(不安でいっぱいなので、また決まったらお話していただければありがたい。)

介護保険課長

地域支援事業の移行については、まだ国からは実際にどのような形で、どれく らいの単価で、利用者負担はどれくらいかという通知等は示されていない。

現段階ですぐに来年から実施というのは難しいと思うので、時間をかけて利用 者負担を含め全体の仕組みを固めていきたい。

補足給付については、施行が来年8月からになる。その前に申請が開始される ため、その段階できちんと書類などを出していただくことになる。当然その前に どういった書類が必要なのかお示しすることになる。たとえば預貯金の把握につ いては、自己申告と預金通帳の写しの提出という予定になっている。実際(預金 通帳の)どのページのコピーが必要かについてはまだ決まっていない。内容につ いては遅くても今年度中にはお示ししたい。

市民等

健康で長生きすることが一番大切。医療や介護が必要になってから手当てをしても対症療法にしかならない。介護予防のところで外出支援の促進等があるが、老人福祉センターや憩いの家の利用料が 100 円とか、おでかけ定期券の更新に1000 円とか、孫と出かけないと施設も無料にならないとか、すこしケチな感じがする。海外では美術館でも博物館でも気持ちよく受け入れてくれる。

市の予算も大変なのだろうが、自分はよく知らないけれども「自転車市民共同利用システム (アヴィレ)」などは何十万円もすると聞いている。もう少し年寄りが生き生きと街に出られるように、総曲輪の地場もんやなどに行ったらポイントがたまるようにする等すれば、また出かけやすくなる。横の連携をもっとすすめて、高齢化社会へ向けて色々知恵を絞っていただきたい。

長寿福祉課長

ご指摘の各種事業は、高齢者の外出機会の創出を目的の一つとして各部局で取り組んでいる事業だが、貴重なご意見を参考に市全体として推進してまいりたい。

市民等

今回の改正で、地域支援事業など市町村の裁量で動かしていく部分が拡充されていくと思うが、富山市として特徴的な施策等を考えていれば教えていただきたい。

長寿福祉課長

今回の改正によって新規・変更となる事業のいくつかには、体制を整えるため に相当の期間を要することから、経過措置(猶予期間)が設けられている。

現段階では、特徴的な施策等について申し上げることはできないが、国からの 情報等を整理しながら、具体的な施策を検討してまいりたい。 市民等

資料 52 ページ「介護サービスの基盤整備方針(案)」の中に、「小規模多機能型居宅介護や複合型サービス事業所など地域密着型サービスの整備を推進する」、また「特養の計画的な整備推進」とあるが、推進とは増やすということか。もしも、増やすということであれば、資料 72 ページにある「事業所アンケートの結果」にもあるが、人材の確保がより一層の課題となる。予防についてはボランティアの活用という考えもあるが、要介護については、人材というとどこの事業所も新規の応募などない状態。確かに施設を増やしていかないといけない現実はあると思うが、人材を増やすことや人材の確保に対して富山市として施策は考えているか。

介護福祉士や昔のヘルパー2級資格者の中には、資格はもっているが現実に仕事についていない人がたくさんいると聞いている。そういう人に働いてもらえるよう事業所に紹介など(それはハローワークの仕事であろうが)、行政の方でも何かしていただけたらという要望である。

介護保険課長

「介護サービスの基盤整備方針(案)」の「施設整備を推進していく。」という表現については、基本的には「数を増やす」ということを目標に考えている。

ご指摘のあったように「介護人材が不足している」、「有効求人倍率が 1 を超える状況下の説明会であってもなかなか集まらない」等の状況は耳にしている。

国や県においても人材確保について、リタイアした人の再就職など様々な面から取り組んでおり、市としてはこういう情報を事業者につないだり、説明会に連携した取り組みを行っている。

市民等

今回の改正にある「生活支援サービスの充実」については、地域ボランティア、住民主体の見守りやゴミ出し等が例としてあるが、これまでも自治振興会は、民生委員をはじめ各町内の班長さんにいたるまで、住民自治のつながりを中心にご近所の関係を大切にし、できる協力を考えて取り組んでいるところである。市内全域において統一した方法は困難であろうが、自治振興会や町内会といった組織や関係性を有効に使うべきだと思う。

長寿福祉課長

今後の事務の参考とさせていただきたい。

(以 上)